

年 月 日

武蔵村山市長 殿

地区まちづくり協議会の名称

代表者の氏名

地区まちづくり計画提案書

武蔵村山市まちづくり条例第7条第1項の規定により、下記の地区まちづくり計画の案の内容によって地区まちづくり計画の決定をすることを提案します。

記

地区まちづくり計画 の名称	
地区まちづくり計画 を定める区域	
地区まちづくり計画 に定める事項の内容	
添 付 書 類	(1) 計画書 (2) 地区まちづくり計画を定める区域の位置図 (3) 計画図 (4) 計画区域内の土地の公図等の写し及び登記事項証明書並び に計画区域内に所在する建物の登記事項証明書 (5) 計画区域内の地区住民等の一覧表及び提案に係る地区まち づくり計画の案の内容に同意した地区住民等の同意の意思を 示す書類 (6) 地区まちづくり計画案に係る地区住民等に対する説明状況 報告書（第2号様式）

（日本産業規格A列4番）

第 2 号様式（第 4 条関係）

地区まちづくり計画案に係る地区住民等に対する説明状況報告書

地区まちづくり計画の案（変更案）の内容に関する地区住民等に対する説明の状況は、下記のとおりです。

記

1 説明に係る地区まちづくり計画の名称

2 説明会の開催状況

開 催 日	
開 催 場 所	
開催の周知方法	
参 加 人 数	
意見陳述者数	
意見の要旨	

3 説明会以外の方法による説明の状況

説 明 の 方 法	
説 明 日	
説明を受けた人数	
意見の要旨	

備考

- 1 枠に収まらない場合は、別紙に記述してください。
- 2 説明の資料及び議事録を添付してください。

（日本産業規格 A 列 4 番）

年 月 日

武蔵村山市長 殿

団体の名称

代表者の氏名

地区まちづくり協議会認定申請書

武蔵村山市まちづくり条例第8条第1項の規定による地区まちづくり協議会の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

認定を受けようとする地区 まちづくり協議会の名称	
代 表 者 氏 名	
計 画 地 区 の 区 域	
活 動 の 目 的 及 び 方 針	
活 動 の 計 画	
会 則 、 規 約 等	
添 付 書 類	(1) 活動計画書 (2) 計画地区の区域を示す図面 (3) 役員及び構成員の名簿 (4) 会則、規約等 (5) 地区住民等に対する活動の目的及び方針の周知の状況を示す書類 (6) 地区住民等の同意の意思を示す書類

（日本産業規格A列4番）

様

武蔵村山市長 印

地区まちづくり協議会認定通知書

年 月 日付で申請のあった地区まちづくり協議会の認定については、武蔵村山市まちづくり条例第8条第1項の規定により下記のとおり認定をしたので通知します。

記

認 定 の 内 容	
地区まちづくり協議会の名称	
代 表 者 氏 名	
計 画 地 区 の 区 域	
活 動 の 目 的 及 び 方 針	
活 動 の 計 画	
会 則 、 規 約 等	
注 意 事 項	1 毎年5月31日までに、地区まちづくり協議会等活動内容報告書（第9号様式）により、前年度の活動の内容を市長に報告してください。 2 上記認定の内容に変更が生じたときは、遅滞なく、地区まちづくり協議会等認定内容変更届出書（第10号様式）により市長に届け出てください。

（日本産業規格A列4番）

記 号 番 号
年 月 日

様

武蔵村山市長 印

地区まちづくり協議会不認定決定通知書

年 月 日付で申請のあった地区まちづくり協議会の認定については、下記の理由により認定をしないことに決定したので通知します。

記

認定の申請に係る地区まちづくり協議会の名称	
認定をしない理由	
1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 この決定については、この決定（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、武蔵村山市を被告として（訴訟において武蔵村山市を代表する者は市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。	

（日本産業規格A列4番）

年 月 日

武蔵村山市長 殿

団体の名称

代表者の氏名

地区まちづくり準備会認定申請書

地区まちづくり準備会の認定を受けたいので、武蔵村山市まちづくり条例第9条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

認定を受けようとする地区 まちづくり準備会の名称	
代 表 者 氏 名	
活 動 の 対 象 と す る 地 区	
活 動 の 目 的 及 び 方 針	
会 則 、 規 約 等	
添 付 書 類	(1) 役員及び構成員の名簿 (2) 会則、規約等

（日本産業規格A列4番）

様

武蔵村山市長 印

地区まちづくり準備会認定通知書

年 月 日付で申請のあった地区まちづくり準備会の認定については、武蔵村山市まちづくり条例第9条第2項の規定により下記のとおり認定をしたので通知します。

記

認 定 の 内 容	
地区まちづくり準備会の名称	
代 表 者 氏 名	
活 動 の 対 象 と す る 地 区	
活 動 の 目 的 及 び 方 針	
会 則 、 規 約 等	
注 意 事 項	1 毎年5月31日までに、地区まちづくり協議会等活動内容報告書（第9号様式）により、前年度の活動の内容を市長に報告してください。 2 上記認定の内容に変更が生じたときは、遅滞なく、地区まちづくり協議会等認定内容変更届出書（第10号様式）により市長に届け出てください。

（日本産業規格A列4番）

記 号 番 号
年 月 日

様

武蔵村山市長 印

地区まちづくり準備会不認定決定通知書

年 月 日付で申請のあった地区まちづくり準備会の認定については、下記の理由により認定をしないことに決定したので通知します。

記

認定の申請に係る地区まちづくり準備会の名称	
認 定 を し な い 理 由	
1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 この決定については、この決定（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、武蔵村山市を被告として（訴訟において武蔵村山市を代表する者は市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。	

（日本産業規格 A 列 4 番）

年 月 日

武蔵村山市長 殿

地区まちづくり協議会等の名称

代表者の氏名

地区まちづくり協議会等活動内容報告書

武蔵村山市まちづくり条例第11条第1項の規定により、地区まちづくり協議会等の活動の内容を下記のとおり報告します。

記

地区まちづくり協議会等の名称	
活 動 の 期 間	
活 動 の 内 容	
次 年 度 の 活 動 予 定	

備考 活動の内容が確認できる書類を添付してください。

（日本産業規格A列4番）

年 月 日

武蔵村山市長 殿

地区まちづくり協議会等の名称

代表者の氏名

地区まちづくり協議会等認定内容変更届出書

武蔵村山市まちづくり条例第12条第1項の規定により、地区まちづくり協議会等の認定の内容の変更について、下記のとおり届け出ます。

記

地区まちづくり協議会等の名称	
変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 の 理 由	

備考

- 1 地区まちづくり協議会にあっては、武蔵村山市まちづくり条例施行規則第7条各号に掲げる書類のうち変更事項に係るものを添付してください。
- 2 地区まちづくり準備会にあっては、武蔵村山市まちづくり条例施行規則第10条各号に掲げる書類のうち変更事項に係るものを添付してください。

（日本産業規格A列4番）

年 月 日

武蔵村山市長 殿

地区まちづくり協議会等の名称

代表者の氏名

地区まちづくり協議会等解散届出書

地区まちづくり協議会等を解散するので、武蔵村山市まちづくり条例第 1 2 条第 2 項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

地区まちづくり協議会等の名称	
解 散 の 理 由	

（日本産業規格 A 列 4 番）

記 号 番 号
年 月 日

様

武蔵村山市長 印

地区まちづくり協議会等認定取消通知書

年 月 日付記号番号による（地区まちづくり協議会・地区まちづくり準備会）の認定を下記の理由により取り消したので、武蔵村山市まちづくり条例第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

記

認 定 を 取 り 消 し た 地区まちづくり協議会等の名称	
認 定 を 取 り 消 し た 理 由	
1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、書面で市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 この決定については、この決定（上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、武蔵村山市を被告として（訴訟において武蔵村山市を代表する者は市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。	

（日本産業規格 A 列 4 番）

（表）

年 月 日

武蔵村山市長 殿

（意見者）

住 所

氏 名

電話番号

（法人にあっては、事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名並びに担当者の電話番号及び氏
名）

地区まちづくり計画案への意見書

武蔵村山市まちづくり条例（第14条第2項・第16条第2項において準用する第14条第2項・第19条第3項）の規定により、地区まちづくり計画の案（変更案）の内容に関し、下記のとおり意見を提出します。

なお、裏面の写しを地区まちづくり計画の案（変更案）を立案した地区まちづくり協議会へ送付すること及び公衆の縦覧に供することに同意します。

記

意 見 の 対 象	
意見者の地区住民等への該当区分 （該当区分へ☑してください）	☐ 案の区域内に住所を有する者 ☐ 案の区域内で事業を営む者 ☐ 案の区域内の土地の所有権を有する者 ☐ 案の区域内の土地の借地権を有する者 ☐ 案の区域内に所在する建物の所有権を有する者
意 見 の 内 容	裏面のとおり。

市 記 入 欄

受 理 番 号

（日本産業規格A列4番）

(裏)

市 記 入 欄
受 理 番 号

意 見 の 対 象	
(意見の要旨)	
(理由)	

備考 この面の写しは、地区まちづくり計画の案（変更案）を立案した地区まちづくり協議会へ送付するとともに、公衆の縦覧に供します。

年 月 日

武蔵村山市長 殿

地区まちづくり協議会の名称

代表者の氏名

地区まちづくり計画案への意見に対する見解書

武蔵村山市まちづくり条例（第 1 4 条第 4 項・第 1 6 条第 2 項において準用する第 1 4 条第 4 項）の規定により、地区まちづくり計画の案（変更案）への意見に対して、下記のとおり見解を提出します。

記

提案に係る地区まちづくり計画の名称		
市 受 理 番 号	意見の要旨	見 解

備考 枠に収まらない場合は、別紙を追加して記述してください。

（日本産業規格 A 列 4 番）

記 号 番 号
年 月 日

様

武蔵村山市長 印

地区まちづくり計画の決定等に係る通知書

年 月 日付の提案に係る（地区まちづくり計画の案・地区まちづくり計画の変更案）について検討した結果、下記のとおりとすることに決定したので武蔵村山市まちづくり条例（第 1 5 条第 2 項・第 1 6 条第 2 項において準用する第 1 5 条第 2 項）の規定により通知します。

記

決定等の対象	
決定した内容	☐ 地区まちづくり計画とする。 ☐ 地区まちづくり計画を変更する。 ----- （告示年月日）
	☐ 地区まちづくり計画としない。 ☐ 地区まちづくり計画を変更しない。 ----- （理由）

（日本産業規格 A 列 4 番）

年 月 日

武蔵村山市長 殿

地区まちづくり協議会の名称

代表者の氏名

地区まちづくり計画変更提案書

武蔵村山市まちづくり条例第16条第1項の規定により、下記の地区まちづくり計画の変更案の内容によって地区まちづくり計画の変更をすることを提案します。

記

地区まちづくり計画 の名称	
地区まちづくり計画 を定める区域	
地区まちづくり計画 に定める事項の内容	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
添 付 書 類 〔(1)～(3)の書類には、 変更の内容を明示し てください。〕	(1) 計画書 (2) 地区まちづくり計画を定める区域の位置図 (3) 計画図 (4) 地区まちづくり計画の区域内の土地の公図等の写し及び登記事項証明書並びに地区まちづくり計画の区域内に所在する建物の登記事項証明書 (5) 地区住民等の一覧表及び提案に係る地区まちづくり計画の変更案の内容に同意した地区住民等の同意の意思を示す書類 (6) 地区まちづくり計画案に係る地区住民等に対する説明状況報告書（第2号様式）

（日本産業規格A列4番）

（表）

年 月 日

武蔵村山市長 殿

（建築行為等をする者）

住 所

氏 名

電話番号

（法人にあつては、事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名並びに担当者の電話番号及び氏
名）

まちづくり計画の区域内における建築行為等の届出書

まちづくり計画の区域内において建築行為等をするので、武蔵村山市まちづくり条例（第 18 条第 1 項・第 26 条において準用する第 18 条第 1 項・第 30 条において準用する第 26 条において準用する第 18 条第 1 項）の規定により、下記のとおりその内容を届け出ます。

記

建 築 行 為 等 の 区 分	
建 築 行 為 等 を す る 場 所	
（該当するまちづくり計画）	
建 築 行 為 等 の 着 手 予 定 日	
建 築 行 為 等 の 完 了 予 定 日	
まちづくり計画への適合の状況	裏面のとおり。

（日本産業規格 A 列 4 番）

(裏)

まちづくり計画への適合の状況

まちづくり計画において建築行為等に関する 基準・制限等として定められている事項	届出に係る建築行為等における左記事項に関 する状況

備考 建築行為等の区分に応じて、武蔵村山市まちづくり条例施行規則第21条第1項に定める書類を添付してください。

記 号 番 号
年 月 日

様

武蔵村山市長 印

まちづくり計画の区域内における建築行為等に関する指導書

年 月 日付で届出のあったまちづくり計画の区域内における建築行為等に関し、
下記のとおり指導します。

記

1 届出のあった内容

届 出 日	
建築行為等の区分	
建築行為等をする場所	
（該当するまちづくり計画）	

2 上記届出に対する指導の内容

指 導 事 項	指 導 の 内 容

3 指導の根拠条項

（表）

年 月 日

武蔵村山市長 殿

（建築行為等をする者）

住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあつては、事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名並びに担当者の電話番号及び氏
名〕

まちづくり計画の区域内における建築行為等の変更届出書

年 月 日付のまちづくり計画の区域内における建築行為等の届出に係る事項を
変更するので、武蔵村山市まちづくり条例（第18条第3項・第26条において準用する第18
条第3項・第30条において準用する第26条において準用する第18条第3項）の規定により、
下記のとおりその内容を届け出ます。

記

1 当初届出の内容

届 出 日	
建築行為等の区分	
建築行為等をする場所	
（該当するまちづくり計画）	

(裏)

2 変更の内容

変更の事項	変 更 前	変 更 後
(変更の理由)		
変更に係る建築行為等の着手予定日		
変更に係る建築行為等の完了予定日		

備考 建築行為等の区分に応じて、武蔵村山市まちづくり条例施行規則第24条に定める書類を添付してください。

（表）

年 月 日

武蔵村山市長 殿

（意見者）

住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあつては、事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名並びに担当者の電話番号及び氏
名〕

推進地区の指定等に対する意見書

武蔵村山市まちづくり条例（第22条第2項・同条第5項において準用する同条第2項）の規定により、推進地区の指定等に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

意 見 の 対 象	
意見者の市民等への該当区分 （該当区分へ☑してください）	☐ 市内に住所を有する者 ☐ 市内で事業を営む者 ☐ 市内の土地の所有権を有する者 ☐ 市内の土地の借地権を有する者 ☐ 市内に所在する建物の所有権を有する者
意 見 の 内 容	裏面のとおり。

市 記 入 欄

受 理 番 号

（日本産業規格A列4番）

(裏)

市 記 入 欄
受 理 番 号

意 見 の 対 象	
(意見の要旨)	
(理由)	

（表）

年 月 日

武蔵村山市長 殿

（意見者）

住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあつては、事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名並びに担当者の電話番号及び氏
名〕

推進地区まちづくり計画案への意見書

武蔵村山市まちづくり条例（第 2 3 条第 4 項・第 2 4 条第 2 項において準用する第 2 3 条第 4 項）の規定により、推進地区まちづくり計画の案（変更案）の内容に関し、下記のとおり意見を提出します。

なお、裏面の写しを公衆の縦覧に供することに同意します。

記

意 見 の 対 象	
意見者の市民等への該当区分 （該当区分へ☑してください）	☐ 市内に住所を有する者 ☐ 市内で事業を営む者 ☐ 市内の土地の所有権を有する者 ☐ 市内の土地の借地権を有する者 ☐ 市内に所在する建物の所有権を有する者
意 見 の 内 容	裏面のとおり。

市 記 入 欄

受 理 番 号

（日本産業規格 A 列 4 番）

(裏)

市 記 入 欄
受 理 番 号

意 見 の 対 象	
(意見の要旨)	
(理由)	

備考 この面の写しは、公衆の縦覧に供します。

第 2 2 号様式（第 2 8 条関係）

推進地区まちづくり計画案への意見に対する見解書

武蔵村山市まちづくり条例（第 2 3 条第 4 項・第 2 4 条第 2 項において準用する第 2 3 条第 4 項）の規定により提出された意見書の内容に対する見解は、下記のとおりです。

年 月 日

武蔵村山市長 印

記

意 見 の 対 象		
市 受 理 番 号	意見の要旨	見 解

（日本産業規格 A 列 4 番）

(表)

年 月 日

武蔵村山市長 殿

(意見者)

住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあつては、事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名並びに担当者の電話番号及び氏
名〕

新青梅街道沿道地区まちづくり計画案への意見書

武蔵村山市まちづくり条例（第30条において準用する第23条第4項・第30条において準用する第24条第2項において準用する第23条第4項）の規定により、新青梅街道沿道地区まちづくり計画の案（変更案）の内容に関し、下記のとおり意見を提出します。

なお、裏面の写しを公衆の縦覧に供することに同意します。

記

意 見 の 対 象	
意見者の市民等への該当区分 (該当区分へ☑してください)	☐ 市内に住所を有する者 ☐ 市内で事業を営む者 ☐ 市内の土地の所有権を有する者 ☐ 市内の土地の借地権を有する者 ☐ 市内に所在する建物の所有権を有する者
意 見 の 内 容	裏面のとおり。

市 記 入 欄
受 理 番 号

(日本産業規格A列4番)

(裏)

市 記 入 欄
受 理 番 号

意 見 の 対 象	
(意見の要旨)	
(理由)	

備考 この面の写しは、公衆の縦覧に供します。

第 2 4 号様式（第 3 1 条関係）

新青梅街道沿道地区まちづくり計画案への意見に対する見解書

武蔵村山市まちづくり条例（第 3 0 条において準用する第 2 3 条第 4 項・第 3 0 条において準用する第 2 4 条第 2 項において準用する第 2 3 条第 4 項）の規定により提出された意見書の内容に対する見解は、下記のとおりです。

年 月 日

武蔵村山市長 印

記

意 見 の 対 象		
市受理 番 号	意見の要旨	見 解

（日本産業規格 A 列 4 番）

（表）

新青梅街道沿道地区における土地取引の届出書

年 月 日

武蔵村山市長 殿

権利を移転しようとする者 （譲渡人）	住所	電話番号
	氏名	

武蔵村山市まちづくり条例第31条第1項の規定に基づき、新青梅街道沿道地区の区域内に係る土地に関する（所有権・所有権の取得を目的とする権利）を移転するので、下記のとおり届け出ます。

記

1 権利の移転の内容

区分（該当区分へ☑してください）		☐ 所有権の移転 ☐ 所有権の取得を目的とする権利（ ）の移転
権利を移転しようとする相手方 （譲受人）	住所	
	氏名	
主な土地利用目的		
契約締結予定日		

2 土地に関する事項

所在地	地目	地積 m ²	移転しようとする権利以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の住所及び氏名

（日本産業規格A列4番）

(裏)

3 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在地	用途	構造の概要	延べ面積	所有者の住所及び氏名
			m ²	

所在地	当該工作物に存する所有権以外の権利		
	種類	内容	当該権利を有する者の住所及び氏名

4 その他参考となる事項

5 添付書類

- (1) 縮尺25,000分の1程度の地形図又はこれに類する図面で届出に係る土地の位置を明示したもの
- (2) 届出に係る土地の周囲の状況を表示する地図又はこれに類する図面で当該土地の区域を明示したもの
- (3) 届出に係る土地の形状を明示した公図等

備考

- 1 「権利を移転しようとする者（譲渡人）」は、移転しようとする権利を現在有している者について記入してください。共有の場合にあっては、共有者全員の住所、氏名を記入してください（枠に収まらない場合は、別紙に記入してください。）。
- 2 「氏名」は、法人の場合にあっては、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 「地目」は、畑、宅地、山林等の区分により、その現況を記入してください。
- 4 「地積」は、登記簿に登録された地積を記入し、実測地積が知れているときは括弧書きで追記してください。
- 5 「内容」は、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記入してください。

記 号 番 号
年 月 日

様

武蔵村山市長 印

新青梅街道沿道地区における土地取引に関する指導書

年 月 日付の新青梅街道沿道地区における土地取引の届出に対し、武蔵村山市
まちづくり条例第 3 1 条第 2 項の規定により下記のとおり指導します。

記

1 届出のあった内容

届 出 日	
土地取引の区分	
土地取引に係る土地の所在地	

2 上記届出に対する指導の内容

指 導 事 項	指 導 の 内 容

（日本産業規格 A 列 4 番）

年 月 日

武蔵村山市長 殿

(申出者)

住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあっては、事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名並びに担当者の電話番号及び氏
名〕

地区計画等の案の内容となるべき事項の申出書

武蔵村山市まちづくり条例第33条第1項の規定により、下記のとおり地区計画等の案の内容となるべき事項を申し出ます。

記

申出者の該当区分	武蔵村山市まちづくり条例第33条第1項第 号該当
地区計画等の市民申出案の名称	
地区計画等の市民申出案の対象とする土地の区域	
地区計画等の市民申出案に定める事項の内容	
添 付 書 類	(1) 計画書 (2) 対象地区の位置図 (3) 計画図 (4) 対象地区内の土地の公図等の写し及び登記事項証明書並びに対象地区内に所在する建物の登記事項証明書 (5) 対象地区内の地区住民等の一覧表及び地区計画等の市民申出案の内容に同意した地区住民等の同意の意思を示す書類 (6) 対象地区内の土地の所有権又は借地権を有する者の一覧表及びこれらの者で地区計画等の市民申出案の内容に同意したものの同意の意思を示す書類 (7) 地区計画等の市民申出案に係る地区住民等に対する説明状況報告書（第28号様式）

(日本産業規格A列4番)

第 28 号様式（第 35 条関係）

地区計画等の市民申出案に係る地区住民等に対する説明状況報告書

地区計画等の市民申出案の内容に関する地区住民等に対する説明の状況は、下記のとおりです。
記

1 説明に係る地区計画等の市民申出案の名称

2 説明会の開催状況

開 催 日	
開 催 場 所	
開催の周知方法	
参 加 人 数	
意見陳述者数	
意見の要旨	

3 説明会以外の方法による説明の状況

説明の方法	
説明日	
説明を受けた人数	
意見の要旨	

備考

- 1 枠に収まらない場合は、別紙に記述してください。
- 2 説明の資料及び議事録を添付してください。

（日本産業規格 A 列 4 番）

(表)

年 月 日

武蔵村山市長 殿

(意見者)

住 所

氏 名

電話番号

（法人にあっては、事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名並びに担当者の電話番号及び氏
名）

地区計画等の市民申出案への意見書

武蔵村山市まちづくり条例第34条第2項の規定により、地区計画等の市民申出案の内容に関し、下記のとおり意見を提出します。

なお、裏面の写しを地区計画等の市民申出案の申出者へ送付すること及び公衆の縦覧に供することに同意します。

記

意 見 の 対 象	
意見者の区分 (該当区分へ☑してください)	☐ 対象地区内に住所を有する者 ☐ 対象地区内で事業を営む者 ☐ 対象地区内の土地の所有権を有する者 ☐ 対象地区内の土地の借地権を有する者 ☐ 対象地区内に所在する建物の所有権を有する者 ☐ 武蔵村山市まちづくり条例施行規則第36条に規定する利害関係を有する者
意 見 の 内 容	裏面のとおり。

市 記 入 欄

受 理 番 号

(日本産業規格A列4番)

(裏)

市 記 入 欄
受 理 番 号

意 見 の 対 象	
(意見の要旨)	
(理由)	

備考 この面の写しは、地区計画等の市民申出案の申出者へ送付するとともに、公衆の縦覧に供します。

年 月 日

武蔵村山市長 殿

(申出者)

住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあっては、事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名並びに担当者の電話番号及び氏
名〕

地区計画等の市民申出案への意見に対する見解書

武蔵村山市まちづくり条例第34条第4項の規定により、地区計画等の市民申出案への意見に対して、下記のとおり見解を提出します。

記

地区計画等の市民申出案の 名称		
市受理 番号	意見の要旨	見 解

備考 枠に収まらない場合は、別紙を追加して記述してください。

(日本産業規格A列4番)

記 号 番 号
年 月 日

様

武蔵村山市長 印

地区計画等の市民申出案に対する判断に係る通知書

年 月 日付で申出のあった地区計画等の市民申出案について下記のとおり判断したので、武蔵村山市まちづくり条例第 3 5 条第 1 項の規定により通知します。

記

判断の対象	
判断の内容	☐ 上記の地区計画等の市民申出案を踏まえた地区計画等の決定をする必要がある ☐ 上記の地区計画等の市民申出案を踏まえた地区計画等の決定をする必要がない
判断の理由	

（日本産業規格 A 列 4 番）

（表）

年 月 日

武蔵村山市長 殿

（意見者）

住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあつては、事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名並びに担当者の電話番号及び氏
名〕

地区計画等の原案への意見書

武蔵村山市まちづくり条例第 3 7 条の規定により、地区計画等の原案の内容について、下記のとおり意見を提出します。

記

意 見 の 対 象	
意 見 者 の 区 分 (該当区分へ☑してください)	☐ 原案の区域内に住所を有する者 ☐ 原案の区域内で事業を営む者 ☐ 原案の区域内の土地の所有権を有する者 ☐ 原案の区域内の土地の借地権を有する者 ☐ 原案の区域内に所在する建物の所有権を有する者 ☐ 武蔵村山市まちづくり条例施行規則第 4 0 条に規定する利害関係を有する者
意 見 の 内 容	裏面のとおり。

市 記 入 欄

受理番号

（日本産業規格 A 列 4 番）

市 記 入 欄
受 理 番 号

意 見 の 対 象	
(意見の要旨)	
(理由)	

（表）

年 月 日

武蔵村山市長 殿

（意見者）

住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあつては、事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名並びに担当者の電話番号及び氏
名〕

計画提案に係る都市計画の素案への意見書

武蔵村山市まちづくり条例第 3 9 条において準用する第 3 4 条第 2 項の規定により、計画提案に係る都市計画の素案の内容に関し、下記のとおり意見を提出します。

なお、裏面の写しを計画提案をした者へ送付すること及び公衆の縦覧に供することに同意します。

記

意 見 の 対 象	
意見者の市民等への該当区分 （該当区分へ☑してください）	☐ 市内に住所を有する者 ☐ 市内で事業を営む者 ☐ 市内の土地の所有権を有する者 ☐ 市内の土地の借地権を有する者 ☐ 市内に所在する建物の所有権を有する者
意 見 の 内 容	裏面のとおり。

市 記 入 欄
受 理 番 号

（日本産業規格 A 列 4 番）

(裏)

市 記 入 欄
受 理 番 号

意 見 の 対 象	
(意見の要旨)	
(理由)	

備考 この面の写しは、計画提案をした者へ送付するとともに、公衆の縦覧に供します。

年 月 日

武蔵村山市長 殿

(計画提案者)

住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあっては、事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名並びに担当者の電話番号及び氏
名〕

計画提案に係る都市計画の素案への意見に対する見解書

武蔵村山市まちづくり条例第39条において準用する第34条第4項の規定により、計画提案に係る都市計画の素案への意見に対して、下記のとおり見解を提出します。

記

計画提案に係る都市計画の 名称		
市受理 番号	意見の要旨	見 解

備考 枠に収まらない場合は、別紙を追加して記述してください。

(日本産業規格A列4番)

記 号 番 号
年 月 日

様

武蔵村山市長 印

計画提案に係る都市計画の素案に対する判断に係る通知書

年 月 日付の都市計画法第 2 1 条の 2 の規定による提案について、下記のとおり同法第 2 1 条の 3 の規定による判断をしたので、武蔵村山市まちづくり条例第 4 0 条第 2 項の規定により通知します。

記

判断の対象	
判断の内容	☐ 上記の提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がある ☐ 上記の提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がない
判断の理由	

（日本産業規格 A 列 4 番）

（表）

年 月 日

武蔵村山市長 殿

（事業者）
住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあっては、事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名並びに担当者の電話番号及び氏
名〕

景観影響行為届出書

景観影響行為をするので、武蔵村山市まちづくり条例（第 4 3 条第 1 項・第 4 9 条において準用する第 4 3 条第 1 項）の規定により、下記のとおりその内容を届け出ます。

記

1 景観影響行為をする場所

景観影響行為をする場所	
（該当する地区の名称）	☐ 狭山丘陵景観重点地区 ☐ 景観形成地区（ ）

2 景観影響行為の予定期間

着 手 予 定 日	
完 了 予 定 日	

（日本産業規格 A 列 4 番）

(裏)

3 景観影響行為の内容

景観影響行為 の概要	区分	☐ 建築物の建築 ☐ 建築物の色彩の変更 ☐ 工作物の建設 ☐ 工作物の色彩の変更						
	用途				構造			
	敷地面積	m ²			建築面積 (築造面積)	m ²		
	高さ	m		延べ面積	m ²		階数	
	色彩	外壁基本色	色相	明度	彩度	素 材		
		強 調 色	色相	明度	彩度			
		屋 根 色	色相	明度	彩度			
緑化の概要	緑化の方法							
	接道部緑化延長		m		緑化面積	m ²		
垣又は柵の 概要	設置の有無	☐ 有 (☐ 垣 ☐ 柵) ☐ 無			構造			
	高さ	m		柵に彩色を施す 場合の色彩	色相	明度	彩度	

備考

- 1 延べ面積欄及び階数欄は、建築物の場合のみ記入してください。
- 2 色彩欄は、工作物の場合は外壁基本色欄に記入してください。
- 3 色彩欄及び柵に彩色を施す場合の色彩欄は、日本産業規格に基づく三属性による表示（マンセル値）により記入してください。
- 4 素材欄は、外壁又は屋根の仕上げ材が着色しない木、石、コンクリート等である場合に、その素材を記入してください。
- 5 緑化の概要欄及び垣又は柵の概要欄は、建築物又は工作物の色彩の変更の場合は記入不要です。
- 6 武蔵村山市まちづくり条例施行規則第46条第1項に定める書類を添付してください。

記 号 番 号
年 月 日

様

武蔵村山市長 印

景観影響行為に関する指導書

年 月 日付で届出のあった景観影響行為に関し、下記のとおり指導します。
記

1 届出のあった内容

届 出 日	
景 観 影 響 行 為 の 区 分	
景観影響行為をする場所	
----- (該当する地区の名称)	

2 上記届出に対する指導の内容

指 導 事 項	指 導 の 内 容

3 指導の根拠条項

（日本産業規格 A 列 4 番）

（表）

年 月 日

武蔵村山市長 殿

（事業者）

住 所

氏 名

電話番号

〔 法人にあっては、事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名並びに担当者の電話番号及び氏
名 〕

景観影響行為変更届出書

年 月 日付の景観影響行為の届出に係る事項を変更するので、武蔵村山市まち
づくり条例（第 4 3 条第 3 項において準用する同条第 1 項・第 4 9 条において準用する第 4 3 条
第 3 項において準用する同条第 1 項）の規定により、下記のとおりその内容を届け出ます。

記

1 当初届出の内容

届 出 日	
景 観 影 響 行 為 の 区 分	
景観影響行為をする場所	
（該当する地区の名称）	

（日本産業規格 A 列 4 番）

(裏)

2 変更の内容

変更の事項	変 更 前	変 更 後
(変更の理由)		
変更に係る景観影響行為の着手予定日		
変更に係る景観影響行為の完了予定日		

備考 武蔵村山市まちづくり条例施行規則第48条に定める書類を添付してください。

記 号 番 号
年 月 日

様

武蔵村山市長 印

景観重点基準適合措置勧告書

あなたが行った景観影響行為は、武蔵村山市まちづくり条例第 4 2 条に規定する狭山丘陵景観重点地区における景観重点基準に適合していないので、同条例第 4 4 条の規定により、下記の措置をとることを勧告します。

記

景観影響行為の内容	景観影響行為の区分	☐ 建築物の建築 ☐ 建築物の色彩の変更 ☐ 工作物の建設 ☐ 工作物の色彩の変更
	景観影響行為の場所	
と る べ き 措 置		
理 由		

（日本産業規格 A 列 4 番）

（表）

年 月 日

武蔵村山市長 殿

（意見者）

住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあつては、事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名並びに担当者の電話番号及び氏
名〕

景観形成地区の指定等に対する意見書

武蔵村山市まちづくり条例（第46条第2項・同条第5項において準用する同条第2項）の規定により、景観形成地区の指定等に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

意 見 の 対 象	
意見者の市民等への該当区分 （該当区分へ☑してください）	☐ 市内に住所を有する者 ☐ 市内で事業を営む者 ☐ 市内の土地の所有権を有する者 ☐ 市内の土地の借地権を有する者 ☐ 市内に所在する建物の所有権を有する者
意 見 の 内 容	裏面のとおり。

市 記 入 欄

受 理 番 号

（日本産業規格A列4番）

(裏)

市 記 入 欄
受 理 番 号

意 見 の 対 象	
(意見の要旨)	
(理由)	

（表）

年 月 日

武蔵村山市長 殿

（意見者）

住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあつては、事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名並びに担当者の電話番号及び氏
名〕

景観形成基準の案への意見書

武蔵村山市まちづくり条例（第47条第4項・第48条第2項において準用する第47条第4項）の規定により、景観形成基準の案（変更案）の内容に関し、下記のとおり意見を提出します。
なお、裏面の写しを公衆の縦覧に供することに同意します。

記

意 見 の 対 象	
意見者の地区住民等への該当区分 （該当区分へ☑してください）	☐ 案に係る景観形成地区内に住所を有する者 ☐ 案に係る景観形成地区内で事業を営む者 ☐ 案に係る景観形成地区内の土地の所有権を有する者 ☐ 案に係る景観形成地区内の土地の借地権を有する者 ☐ 案に係る景観形成地区内に所在する建物の所有権を有する者
意 見 の 内 容	裏面のとおり。

市記入欄

受理番号

（日本産業規格A列4番）

(裏)

市 記 入 欄
受 理 番 号

意 見 の 対 象	
(意見の要旨)	
(理由)	

備考 この面の写しは、公衆の縦覧に供します。

第 4 2 号様式（第 5 3 条関係）

景観形成基準の案への意見に対する見解書

武蔵村山市まちづくり条例（第 4 7 条第 4 項・第 4 8 条第 2 項において準用する第 4 7 条第 4 項）の規定により提出された意見書の内容に対する見解は、下記のとおりです。

年 月 日

武蔵村山市長 印

記

意 見 の 対 象		
市受理 番 号	意見の要旨	見 解

（日本産業規格 A 列 4 番）

様

武蔵村山市長 印

景観形成基準適合措置勧告書

あなたが行った景観影響行為は、武蔵村山市まちづくり条例第 4 5 条の規定により定めた景観形成地区における景観形成基準に適合していないので、同条例第 4 9 条において準用する第 4 4 条の規定により、下記の措置をとることを勧告します。

記

景 あ 観 な 影 響 た 行 が 為 の 内 容 た	景観影響行為の 区分	☐ 建築物の建築 ☐ 建築物の色彩の変更 ☐ 工作物の建設 ☐ 工作物の色彩の変更
	景観影響行為の 場所	
	該当する景観形 成地区の名称	
と る べ き 措 置		
理 由		

年 月 日

武蔵村山市長 殿

(開発事業者)

住 所

氏 名

電話番号

開発事業事前協議書

武蔵村山市まちづくり条例第53条第1項の規定により下記の開発事業について協議したいので、関係書類を添えて提出します。

記

1 事 業 地

2 事業区域面積

3 事 業 内 容

(代理人) 住 所

氏 名

電話番号

担当者名

備考

- 1 開発事業者及び代理人の住所及び氏名は、法人の場合にあっては事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 武蔵村山市まちづくり条例施行規則第59条各号に掲げる書類を添付してください。

(日本産業規格A列4番)

第 4 5 号様式（第 5 9 条関係）

事業計画書

事業地	地番				
	用途地域		建ぺい率	%	
	防火(準防火)地域		容積率	%	
	高度地区	第 種	その他		
土地利用計画	事業区域面積	m ²	道路面積	m ²	
	区画面積	m ²	公園面積	m ²	
	区画数	区画	緑化面積	m ²	
建築計画	敷地面積	m ²	建ぺい率	%	
	建築面積	m ²	容積率	%	
	延べ面積	m ²	建築物の高さ	m	
	構造・規模	造・地下 階・地上 階			
	計画戸数	住宅 戸	店舗 戸	戸	
公共施設等の計画	道 路	幅員	m	延長	m
		幅員	m	延長	m
	排水施設 (汚水)	管 渠	人 孔	柵	
		φ ・ m	基	基	
		φ ・ m	基	基	
		φ ・ m	基	基	
	(雨水)	φ ・ m	基	基	
		φ ・ m	基	基	
	給水施設	給水管 φ ・ m	量水器	個	
		受水槽	m ³	基	
	消防施設	消火栓 基	防火水槽 m ³	基	
	交通安全施設	街路灯 基	ガードレール	m	
		カーブミラー	基		
	廃棄物保管場所	面積	m ²	箇所	
	駐車施設	駐車場	台	自転車駐車場	台
	歩道状空地	幅員	m	延長	m
	公益的施設	集会施設用地	m ² ・集会用部分	m ²	
		その他			
法令等への 該当の有無	開発行為（法 2 9 条）		都自然保護条例（1 4 条・4 7 条・4 8 条）		
	該当・非該当		該当・非該当		
工事計画	着手予定日 年 月 日			完了予定日 年 月 日	
その他					

（日本産業規格 A 列 4 番）

凡例	市：武蔵村山市	都：東京都
	事：事業主	
	私：私有地	

(日本産業規格 A 列 4 番)

第47号様式（第60条関係）

開 発 事 業 計 画 標 識		
事 業 地		
事 業 概 要	事業区域面積	m ²
	宅 地 分 譲	区画
	集 合 住 宅	戸 棟
	中高層建築物	高さ m 棟
	そ の 他	
開 発 事 業 者	(住所) (氏名) (電話番号)	
代 理 人 (設 計 者)	(住所) (氏名) (電話番号)	
施 工 者	(住所) (氏名) (電話番号)	
予 定 工 期	年 月 日 ～ 年 月 日	
標 識 設 置 日	年 月 日	
この標識は、武蔵村山市まちづくり条例第54条第1項の規定により設置したものです。		

備考 大きさは、縦横90センチメートル以上とする。

年 月 日

武蔵村山市長 殿

(開発事業者)

住 所

氏 名

電話番号

開発事業計画標識設置届出書

武蔵村山市まちづくり条例第54条第1項の規定により開発事業計画標識を設置したので、同条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

事 業 地	
事業区域面積	m ²
代 理 人	(住所) (電話番号) (氏名)
標 識 設 置 日	
そ の 他	

備考

- 1 開発事業者及び代理人の住所及び氏名は、法人の場合にあっては事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 設置場所を明示した図面及び設置状況を示す写真を添付してください。

(日本産業規格A列4番)

年 月 日

武蔵村山市長 殿

(開発事業者)

住 所

氏 名

電話番号

開発事業説明実施報告書

開発事業の内容について近隣住民等に対し説明をしたので、武蔵村山市まちづくり条例第55条第5項の規定により下記のとおり報告します。

記

事業地			
代理人		(住所) (氏名)	(電話番号)
□説明会	開催日		開催場所
	開発事業者側出席者		
	参加人数		意見陳述者数
□個別訪問	説明日		
	説明を受けた者の数		
□その他	説明日		
	説明方法等		
説明に使用した図書			
意見及び要望の要旨			

備考

- 1 開発事業者及び代理人の住所及び氏名は、法人の場合にあっては事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 枠に収まらない場合は、別紙に記述してください。
- 3 武蔵村山市まちづくり条例施行規則第64条各号に掲げる書類を添付してください。

(日本産業規格A列4番)

（表）

年 月 日

武蔵村山市長 殿

（意見者）

住 所

氏 名

電話番号

（法人にあっては、事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名並びに担当者の電話番号及び氏
名

開発事業に関する意見書

武蔵村山市まちづくり条例第56条第1項の規定により、開発事業の内容に関し下記のとおり意見を提出します。

なお、この書面の写しを当該開発事業者へ送付すること及びこの書面の裏面の写しを公衆の縦覧に供することに同意します。

記

事 業 地	
意見者の区分 （該当区分へ☑してください）	☐ 近隣区域内又は周辺区域内に住所を有する者 ☐ 近隣区域内又は周辺区域内で事業を営む者 ☐ 近隣区域内又は周辺区域内の土地の所有権を有する者 ☐ 近隣区域内又は周辺区域内の土地の借地権を有する者 ☐ 近隣区域内又は周辺区域内に所在する建物の所有権を有する者
意見の内容	裏面のとおり。

市 記 入 欄
受 理 番 号

（日本産業規格A列4番）

(裏)

市 記 入 欄
受 理 番 号

事 業 地	
(意見の要旨)	
(理由)	

備考 この面の写しは、公衆の縦覧に供します。

年 月 日

武蔵村山市長 殿

(開発事業者)

住 所

氏 名

電話番号

開発事業に関する意見に対する見解書

武蔵村山市まちづくり条例第 5 7 条第 1 項の規定により、開発事業に関する意見に対して下記のとおり見解を提出します。

記

事 業 地		
代 理 人	(住所) (氏名)	(電話番号)
市受理 番 号	意見の要旨	見 解

備考

- 1 開発事業者及び代理人の住所及び氏名は、法人の場合にあっては事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 枠に収まらない場合は、別紙を追加して記述してください。

(日本産業規格 A 列 4 番)

記 号 番 号
年 月 日

様

武蔵村山市長 団

事前協議事項に関する指導書

年 月 日付で提出のあった開発事業事前協議書に係る開発事業に関し、武蔵村山市まちづくり条例第 5 8 条第 1 項の規定により下記のとおり指導します。

記

開発事業番号		
事業地		
指導事項	指導の内容	

（日本産業規格 A 列 4 番）

年 月 日

武蔵村山市長 殿

（開発事業者）

住 所

氏 名

電話番号

開発事業承認申請書

年 月 日付で指導書の交付を受けた下記の開発事業について、武蔵村山市まちづくり条例第59条第1項の承認を受けたいので、同項の規定により申請します。

記

1 開発事業番号

2 事業地

3 事業区域面積

4 事業内容

（代理人）住 所

氏 名

電話番号

担当者名

備考

- 1 開発事業者及び代理人の住所及び氏名は、法人の場合にあっては事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 武蔵村山市まちづくり条例施行規則第59条各号に掲げる書類を添付してください。

（日本産業規格A列4番）

記 号 番 号
年 月 日

様

武蔵村山市長 印

開発事業承認書

年 月 日付で承認の申請のあった開発事業については、開発基準に適合すると認めたので、武蔵村山市まちづくり条例第 6 1 条第 1 項（第 3 項）の規定により下記のとおり承認します。

記

- 1 開発事業番号
- 2 事業地
- 3 事業区域面積
- 4 事業内容

記 号 番 号
年 月 日

様

武蔵村山市長 印

開発事業承認申請内容補正通知書

年 月 日付で承認の申請のあった開発事業（開発事業の内容の変更）については、開発基準に適合していないので、武蔵村山市まちづくり条例第 6 1 条第 1 項（第 6 3 条第 5 項において準用する第 6 1 条第 1 項）の規定により下記のとおり内容の補正をするよう通知します。

記

開発事業番号		事業地	
補正をすべき内容		理 由	
補正の期限			

（日本産業規格 A 列 4 番）

年 月 日

武蔵村山市長 殿

(開発事業者)

住 所

氏 名

電話番号

開発事業内容補正説明書

年 月 日付で通知のあった開発事業の承認の申請に係る補正をすべき内容について、武蔵村山市まちづくり条例第61条第2項（第63条第5項において準用する第61条第2項）の規定により下記のとおり補正をした内容を説明します。

記

開発事業番号		事業地	
代理人	(住所) (氏名)	(電話番号) (担当者名)	
補正をすべき内容		補正をした内容	

備考

- 1 開発事業者及び代理人の住所及び氏名は、法人の場合にあっては事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 武蔵村山市まちづくり条例施行規則第59条各号に掲げる書類のうち補正をした内容に係るものを添付してください。

(日本産業規格A列4番)

記 号 番 号
年 月 日

様

武蔵村山市長 印

開発事業不承認決定通知書

年 月 日付で承認の申請のあった開発事業については、開発基準に適合しないと認め、武蔵村山市まちづくり条例第 6 1 条第 3 項の規定により下記のとおり承認をしないことに決定したので通知します。

記

開発事業番号	
事業地	
承認をしない理由	
1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、書面で市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 この決定については、この決定（上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、武蔵村山市を被告として（訴訟において武蔵村山市を代表する者は市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。	

（日本産業規格 A 列 4 番）

年 月 日

武蔵村山市長 殿

(開発事業者)

住 所

氏 名

電話番号

開発事業一部変更承認申請書

年 月 日付で承認を受けた開発事業の内容の一部を下記のとおり変更することについて、武蔵村山市まちづくり条例第63条第1項の承認を受けたいので、同項の規定により申請します。

記

開発事業番号		事業地	
代理人	(住所) (氏名)	(電話番号) (担当者名)	
変更する内容	変 更 前	変 更 後	
(変更する理由)			

備考

- 1 開発事業者及び代理人の住所及び氏名は、法人の場合にあっては事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 武蔵村山市まちづくり条例施行規則第59条各号に掲げる書類のうち変更する内容に係るものを添付してください。

(日本産業規格A列4番)

記 号 番 号
年 月 日

様

武蔵村山市長 印

開発事業変更承認書

年 月 日付で承認の申請のあった開発事業の内容の変更については、開発基準に適合すると認めたので、武蔵村山市まちづくり条例第 6 3 条第 5 項において準用する第 6 1 条第 1 項（第 3 項）の規定により下記のとおり承認します。

記

1 開発事業番号

2 事業地

3 事業区域面積

4 変更の内容

記 号 番 号
年 月 日

様

武蔵村山市長 印

開発事業変更不承認決定通知書

年 月 日付で承認の申請のあった開発事業の内容の変更については、開発基準に適合しないと認め、武蔵村山市まちづくり条例第 6 3 条第 5 項において準用する第 6 1 条第 3 項の規定により下記のとおり承認をしないことに決定したので通知します。

記

開 発 事 業 番 号	
事 業 地	
承認をしない理由	
1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、書面で市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 この決定については、この決定（上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、武蔵村山市を被告として（訴訟において武蔵村山市を代表する者は市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。	

（日本産業規格 A 列 4 番）

年 月 日

武蔵村山市長 殿

(開発事業者)

住 所

氏 名

電話番号

開発事業廃止届出書

開発事業を廃止するので、武蔵村山市まちづくり条例第 6 4 条第 1 項（第 6 4 条第 2 項後段において準用する同条第 1 項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

開発事業番号		事業区域面積	
事 業 地			
承 認 日			
協 定 締 結 日			
廃止する理由			
代 理 人	(住所) (氏名)	(電話番号) (担当者名)	

備考 開発事業者及び代理人の住所及び氏名は、法人の場合にあつては事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。

(日本産業規格 A 列 4 番)

年 月 日

武蔵村山市長 殿

(開発事業者)

住 所

氏 名

電話番号

開発事業着工届出書

開発事業に関する工事に着手したので、武蔵村山市まちづくり条例第66条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

開発事業番号		事業地			
承認日					
協定締結日					
工事着手日			工事完了予定日		
施工者	住所				
	氏名				
	電話番号		担当者名		
代理人	住所				
	氏名				
	電話番号		担当者名		

備考

- 1 開発事業者、施工者及び代理人の住所及び氏名は、法人の場合にあっては事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 事業地の位置図を添付してください。

(日本産業規格A列4番)

年 月 日

武蔵村山市長 殿

(開発事業者)

住 所

氏 名

電話番号

開発事業工事中断届出書

年 月 日付で着手を届け出た開発事業に関する工事を中断したので、武蔵村山市まちづくり条例第66条第4項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

開発事業番号		事業地		
承認日			協定締結日	
工事着手日			工事中断日	
工事再開予定日			工事完了予定日	
工事中断の理由				
講じた安全上の措置				
施 工 者	住 所			
	氏 名			
	電話番号		担当者名	
代 理 人	住 所			
	氏 名			
	電話番号		担当者名	

備考

- 1 開発事業者、施工者及び代理人の住所及び氏名は、法人の場合にあっては事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 事業地の位置図を添付してください。

(日本産業規格A列4番)

年 月 日

武蔵村山市長 殿

(開発事業者)

住 所

氏 名

電話番号

開発事業工事完了届出書

開発事業に関する工事を完了したので、武蔵村山市まちづくり条例第 6 7 条第 1 項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

開発事業番号		事業地			
承認日					
協定締結日					
工事着手日			工事完了日		
完了検査 の希望日時	年 月 日		午前・午後	時 分	
施 工 者	住 所				
	氏 名				
	電話番号			担当者名	
代 理 人	住 所				
	氏 名				
	電話番号			担当者名	

備考

- 1 開発事業者、施工者及び代理人の住所及び氏名は、法人の場合にあっては事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 事業地の位置図、公共施設のしゅん工図及び道路管理図を添付してください。

(日本産業規格 A 列 4 番)

記 号 番 号
年 月 日

様

武蔵村山市長 印

開発基準等適合通知書

下記の開発事業については、当該開発事業に関する工事の完了の状況について検査をした結果、開発事業の承認（開発事業の変更の承認を含む。）の内容及び協定の内容に適合すると認めたので、武蔵村山市まちづくり条例第 6 7 条第 2 項（第 3 項）の規定により通知します。

記

開発事業番号	
事業地	
事業区域面積	
事業内容	
承認日	
協定締結日	
完了検査実施日	

（日本産業規格 A 列 4 番）

年 月 日

武蔵村山市長 殿

(大規模開発事業者)

住 所

氏 名

電話番号

大規模開発構想届出書

大規模開発事業における土地利用の構想に関する事項について、武蔵村山市まちづくり条例第 7 1 条第 1 項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

事業地	地 番			
	用 途 地 域		建 ぺ い 率	%
	防火(準防火)地域		容 積 率	%
	高 度 地 区	第 種	そ の 他	
土地利用構想	事 業 の 内 容			
	土地利用の方針 (公共施設・公益 的施設の整備の 方針等)			
	予定事業区域面積	m ²	予 定 区 画 数	約 区画
構 建 想 築	予 定 戸 数	約 戸	建 築 物 の 高 さ	約 m
	予 定 建 築 面 積	約 m ²	予 定 延 べ 面 積	約 m ²
工 事 着 手 予 定 日			工 事 完 了 予 定 日	
そ の 他				
代 理 人		(住所) (氏名)	(電話番号) (担当者名)	

備考

- 1 大規模開発事業者及び代理人の住所及び氏名は、法人の場合にあっては事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 武蔵村山市まちづくり条例施行規則第 8 5 条各号に掲げる書類を添付してください。
(日本産業規格 A 列 4 番)

第67号様式（第86条関係）

大規模開発構想標識		
事業地		
開発構想 の概要	事業区域面積	m ²
	宅地分譲	約 区画
	集合住宅	約 戸 棟
	中高層建築物	高さ 約 m 棟
	その他	
開発事業者	(住所) (氏名) (電話番号)	
代理人	(住所) (氏名) (電話番号)	
予定工期	年 月 日 ～ 年 月 日	
標識設置日	年 月 日	
この標識は、武蔵村山市まちづくり条例第72条第1項の規定により設置したものです。		

備考 大きさは、縦横90センチメートル以上とする。

武蔵村山市長 殿

(大規模開発事業者)

住 所

氏 名

電話番号

大規模開発構想標識設置届出書

武蔵村山市まちづくり条例第72条第1項の規定により大規模開発構想標識を設置したので、同条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

事 業 地	
予定事業区域面積	m ²
代 理 人	(住所) (電話番号) (氏名)
標 識 設 置 日	
そ の 他	

備考

- 1 大規模開発事業者及び代理人の住所及び氏名は、法人の場合にあっては事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 設置場所を明示した図面及び設置状況を示す写真を添付してください。

(日本産業規格A列4番)

年 月 日

武蔵村山市長 殿

(大規模開発事業者)

住 所

氏 名

電話番号

大規模開発構想説明実施報告書

大規模開発構想の内容について近隣住民等に対し説明をしたので、武蔵村山市まちづくり条例第73条第4項の規定により下記のとおり報告します。

記

事業地			
代理人		(住所) (氏名)	(電話番号)
□説明会	開催日		開催場所
	大規模開発事業者側出席者		
	参加人数		意見陳述者数
□個別訪問	説明日		
	説明を受けた人数		
□その他	説明日		
	説明方法等		
説明に使用した図書			
意見及び要望の要旨			

備考

- 1 大規模開発事業者及び代理人の住所及び氏名は、法人の場合にあっては事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 枠に収まらない場合は、別紙に記述してください。
- 3 武蔵村山市まちづくり条例施行規則第90条各号に掲げる書類を添付してください。

(日本産業規格A列4番)

（表）

年 月 日

武蔵村山市長 殿

（意見者）

住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあっては、事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名並びに担当者の電話番号及び氏
名〕

大規模開発構想に関する意見書

武蔵村山市まちづくり条例第74条第1項の規定により、大規模開発構想の内容に関し下記のとおり意見を提出します。

なお、この書面の写しを当該大規模開発事業者へ送付すること及びこの書面の裏面の写しを公衆の縦覧に供することに同意します。

記

事 業 地	
意見者の区分 (該当区分へ☑してください)	☐ 近隣区域内又は周辺区域内に住所を有する者 ☐ 近隣区域内又は周辺区域内で事業を営む者 ☐ 近隣区域内又は周辺区域内の土地の所有権を有する者 ☐ 近隣区域内又は周辺区域内の土地の借地権を有する者 ☐ 近隣区域内又は周辺区域内に所在する建物の所有権を有する者
意見の内容	裏面のとおり。

市 記 入 欄

受 理 番 号

（日本産業規格A列4番）

(裏)

市 記 入 欄
受 理 番 号

事 業 地	
(意見の要旨)	
(理由)	

備考 この面の写しは、公衆の縦覧に供します。

年 月 日

武蔵村山市長 殿

(大規模開発事業者)

住 所

氏 名

電話番号

大規模開発構想に関する意見に対する見解書

武蔵村山市まちづくり条例第 7 5 条第 1 項の規定により、大規模開発構想に関する意見に対して下記のとおり見解を提出します。

記

事 業 地		
代 理 人	(住所) (氏名)	(電話番号)
市受理 番 号	意見の要旨	見 解

備考

- 1 大規模開発事業者及び代理人の住所及び氏名は、法人の場合にあっては事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 枠に収まらない場合は、別紙を追加して記述してください。

(日本産業規格 A 列 4 番)

年 月 日

武蔵村山市長 殿

(申出者)

住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあっては、事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名並びに担当者の電話番号及び氏
名〕

公聴会公述申出書

武蔵村山市まちづくり条例第76条第1項の規定により 年 月 日に開催される
大規模開発構想に関する公聴会に出席して意見を述べたいので、下記のとおり申し出ます。

記

事 業 地	
申 出 者 の 区 分 (該当区分へ☑して ください)	☐ 近隣区域内又は周辺区域内に住所を有する者 ☐ 近隣区域内又は周辺区域内で事業を営む者 ☐ 近隣区域内又は周辺区域内の土地の所有権を有する者 ☐ 近隣区域内又は周辺区域内の土地の借地権を有する者 ☐ 近隣区域内又は周辺区域内に所在する建物の所有権を有する者
述べようとする意 見 の 要 旨	
備 考	

備考 特別な理由により代理人による公述を希望する場合は、備考欄にその理由を記載してください。

(日本産業規格A列4番)

記 号 番 号
年 月 日

様

武蔵村山市長 団

大規模開発構想に関する指導書

年 月 日付で届出のあった大規模開発構想に関し、武蔵村山市まちづくり条例
第 7 7 条第 1 項の規定により下記のとおり指導します。

記

事 業 地	
指 導 事 項	指 導 の 内 容

（日本産業規格 A 列 4 番）

大規模土地取引行為届出書

年 月 日

武蔵村山市長 殿

権利を移転（設定） しようとする者 （譲渡人・設定者）	住所	電話番号
	氏名	

武蔵村山市の区域内の土地に関する権利を（移転・設定）するので、武蔵村山市まちづくり条例第98条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 権利の移転（設定）の内容

区 分 (該当区分へ☑ してください)	権利の種類	☐ 所有権 ☐ 地上権 ☐ 賃借権 ☐ その他 ()
	移転・設定の別	☐ 移転 ☐ 設定
権利を移転（設定）しようとする相手方 (譲受人・権利取得者)	住所	
	氏名	
	業種	
主 な 土 地 利 用 目 的		
契 約 締 結 予 定 日		

2 土地に関する事項

所 在 地	地目	地 積	移転（設定）しようとする権利以外の権利		
			種類	内 容	当該権利を有する者の住所及び氏名
		m ²			

(日本産業規格A列4番)

(裏)

3 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在地	用途	構造の概要	延べ面積	所有者の住所及び氏名
			m ²	

所在地	当該工作物に存する所有権以外の権利		
	種類	内容	当該権利を有する者の住所及び氏名

4 その他参考となる事項

5 添付書類

- (1) 縮尺25,000分の1程度の地形図又はこれに類する図面で届出に係る土地の位置を明示したもの
- (2) 届出に係る土地の周囲の状況を表示する地図又はこれに類する図面で当該土地の区域を明示したもの
- (3) 届出に係る土地の形状を明示した公図等

備考

- 1 「権利を移転（設定）しようとする者（譲渡人・設定者）」は、移転しようとする権利（又は権利を設定しようとする土地の所有権）を現在有している者について記入してください。共有の場合にあっては、共有者全員の住所、氏名を記入してください（枠に収まらない場合は、別紙に記入してください。）。
- 2 「氏名」は、法人の場合にあっては、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 「地目」は、畑、宅地、山林等の区分により、その現況を記入してください。
- 4 「地積」は、登記簿に登記された地積を記入し、実測地積が知れているときは括弧書きで追記してください。
- 5 「内容」は、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記入してください。

記 号 番 号
年 月 日

様

武蔵村山市長 印

大規模土地取引行為に関する指導書

年 月 日付の大規模土地取引行為の届出に対し、武蔵村山市まちづくり条例第 9 8 条第 2 項の規定により下記のとおり指導します。

記

1 届出のあった内容

届 出 日	
土地取引の区分	
土地取引に係る土地の所在地	

2 上記届出に対する指導の内容

指 導 事 項	指 導 の 内 容

（日本産業規格 A 列 4 番）

年 月 日

武蔵村山市長 殿

(撤退等をする者)

住 所

氏 名

電話番号

大規模事業活動撤退等届出書

大規模事業活動について撤退等をするので、武蔵村山市まちづくり条例第99条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

撤退等の区分	☐ 大規模事業活動の中止 ☐ 大規模事業活動からの撤退	
撤退等をする大規模事業活動の内容		
撤退等をする大規模事業活動の場所		
撤退等をする大規模事業活動の規模	土地の面積 m ²	建築物の延べ面積 m ²
撤退等をする日		
撤退等の後における土地の管理方法		
(管理者)	(住所) (氏名)	(電話番号) (担当者名)
撤退等の後における建築物の管理方法		
(管理者)	(住所) (氏名)	(電話番号) (担当者名)
土地の今後の利用予定		
建築物の今後の利用予定		
標識設置予定日		

備考

- 1 撤退等をする者及び管理者の住所及び氏名は、法人の場合にあっては事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 事業活動の場所に係る位置図、区域図及び公図等の写しを添付してください。

(日本産業規格A列4番)

第 7 7 号様式（第 1 1 7 条関係）

大 規 模 事 業 活 動 撤 退 等 標 識		
この標識を設置する理由	事業活動（の中止・からの撤退）	
中止又は撤退に係る事業活動の場所及び規模	土 地 の 面 積	m ²
	建築物の延べ面積	m ²
中止日又は撤退日	年 月 日	
中止又は撤退後の土地の管理者	(住所) (氏名) (電話番号)	
中止又は撤退後の建築物の管理者	(住所) (氏名) (電話番号)	
土地の今後の利用予定		
建築物の今後の利用予定		
標 識 設 置 日	年 月 日	
この標識は、武蔵村山市まちづくり条例第 9 9 条第 2 項の規定により設置したものです。		

備考 大きさは、縦横 9 0 センチメートル以上とする。

記 号 番 号
年 月 日

様

武蔵村山市長 印

大規模事業活動撤退等に関する指導書

年 月 日付の大規模事業活動撤退等の届出に対し、武蔵村山市まちづくり条例
第 9 9 条第 3 項の規定により下記のとおり指導します。

記

1 届出のあった内容

届 出 日	
大規模事業活動撤退等の区分	
撤退等に係る大規模事業活動 の場所	

2 上記届出に対する指導の内容

指 導 事 項	指 導 の 内 容

（日本産業規格 A 列 4 番）

様

武蔵村山市長 印

開発事業に係る勧告書

武蔵村山市まちづくり条例第 1 0 3 条（第 1 項・第 2 項）の規定により、開発事業の適正な施行を確保するため、下記のとおり勧告します。

記

勧告に係る開発事業の内容	開発事業番号		事業地		
	承認日			協定締結日	
	着工届出日			適合通知日	
	開発事業者	(住所) (氏名)			
	代理人	(住所) (氏名)			
	施工者	(住所) (氏名)			
勧告事項					
勧告の理由					

第80号様式（第121条関係）

（表）

第 号	
身 分 証 明 書	
写 真	所 属
	氏 名
	上記の者は、武蔵村山市まちづくり条例第104条第1項に規定する立入検査を行う職員であることを証明する。
発 行 日	年 月 日
有効期限	年 月 日
武蔵村山市長 印	

（縦55ミリメートル 横85ミリメートル）

（裏）

武蔵村山市まちづくり条例（抜粋）
（立入検査）
第104条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、開発事業の承認に係る開発事業の区域内に立ち入らせ、当該開発事業に関する工事の状況を検査させることができる。
2 前項の規定により当該職員が開発事業の区域内に立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様

武蔵村山市長 印

開発事業承認取消通知書

武蔵村山市まちづくり条例第 1 0 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり 年 月
日付記号番号による開発事業の承認を取り消したので通知します。

記

承認の取消しに係 る開発事業の内容	開発事業番号	
	事 業 地	
	承 認 日	
開発事業の承認を 取り消した理由		
1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、書面で市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 この決定については、この決定（上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、武蔵村山市を被告として（訴訟において武蔵村山市を代表する者は市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。		

（日本産業規格 A 列 4 番）

（表）

記 号 番 号
年 月 日

様

武蔵村山市長 印

命令書

開発事業の適正な施行を確保するため、武蔵村山市まちづくり条例第 1 0 6 条の規定により、
年 月 日までに下記の措置をとるよう命じます。

なお、この命令に従わないときは、同条例第 1 1 3 条の規定により、6 月以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処されることがあります。

記

命令に係る 開発事業の 内容	開発事業番号		事業地		
	承認日			協定締結日	
	着工届出日			適合通知日	
	開発事業者	(住所) (氏名)			
	代理人	(住所) (氏名)			
	施工者	(住所) (氏名)			
命ずる措置					
理由					

（日本産業規格 A 列 4 番）

(裏)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、武蔵村山市を被告として（訴訟において武蔵村山市を代表する者は市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

武蔵村山市長 殿

（弁明者）

住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあつては、事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名並びに担当者の電話番号及び氏
名〕

弁明書

年 月 日付記号番号の公表通知による武蔵村山市まちづくり条例第 1 0 7 条
（第 1 項・第 2 項）の規定による公表の件について、下記のとおり弁明します。

記

公 表 に 係 る 開 発 事 業 の 内 容	開発事業番号	
	事 業 地	
弁 明 の 内 容		
証 拠 書 類 等		

備考 提出する証拠書類等があるときは、証拠書類等欄に書類等の内容を記入してください。

（日本産業規格 A 列 4 番）

様

武蔵村山市長 印

公表通知書

武蔵村山市まちづくり条例第 1 0 7 条（第 1 項・第 2 項）の規定により、下記のとおり公表するので通知します。

なお、これに対して弁明のある場合は、同条第 3 項の規定により、「弁明の方法」欄に記載する方法により弁明することができます。

記

公表に係る 開発事業の 内容	開発事業番号	
	事 業 地	
公表の 内 容	[1] 事業者等の氏名	
	[2] 事業者等の住所	
	[3] 右記の（勧告・命令）の内容及びこれに正当な理由がなく従わなかった旨	
	[4] その他市長が特に必要と認める事項	
根 拠 条 項		
公表の原因となる事実		
公表をする理由		
公 表 予 定 日		
弁 明 の 方 法		

年 月 日

武蔵村山市長 殿

(一般承継人)

住 所

氏 名

電話番号

開発事業に係る一般承継届出書

開発事業の承認を受けた開発事業者について一般承継があったので、武蔵村山市まちづくり条例第108条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

一般承継に係る 開発事業の内容	開発事業番号			
	事業地			
	承認日			
被承継人	住 所			
	氏 名			
	電話番号			
一般承継の区分 (該当区分へ☑ してください)	☐ 相続 ☐ 法人の合併 ☐ 法人の分割	(具体的内容)		
承継年月日				
代理人	住 所			
	氏 名			
	電話番号		担当者名	

備考

- 1 一般承継人、被承継人及び代理人の住所及び氏名は、法人の場合にあっては事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 一般承継の区分に応じて、武蔵村山市まちづくり条例施行規則第126条各号に定める書類を添付してください。

(日本産業規格A列4番)

年 月 日

武蔵村山市長 殿

(開発権原取得者)

住 所

氏 名

電話番号

開発事業に係る地位の承継承認申請書

開発事業の承認に基づく地位を承継することについて承認を受けたいので、武蔵村山市まちづくり条例第109条第2項の規定により下記のとおり申請します。

記

申 請 に 係 る 開 発 事 業 の 内 容	開発事業番号			
	事 業 地			
	承 認 日			
被 承 継 人	住 所			
	氏 名			
	電話番号			
開発権原取得の内容 及び取得した理由				
開発権原取得日				
代 理 人	住 所			
	氏 名			
	電話番号		担当者名	

備考

- 1 開発権原取得者、被承継人及び代理人の住所及び氏名は、法人の場合にあっては事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 武蔵村山市まちづくり条例施行規則第127条各号に掲げる書類を添付してください。
(日本産業規格A列4番)

記 号 番 号
年 月 日

様

武蔵村山市長 印

承継承認書

年 月 日付で承認の申請のあった開発事業に係る地位の承継については、下記
のとおり承認します。

記

地位の承継 を承認した 開発事業の 内容	開発事業番号	
	事業地	
	開発事業の 承認日	
	被承継人	(住所) (氏名)
承継の原因		

（日本産業規格 A 列 4 番）

記 号 番 号
年 月 日

様

武蔵村山市長 印

承継不承認決定通知書

年 月 日付で承認の申請のあった開発事業に係る地位の承継については、下記の理由により承認をしないことに決定したので通知します。

記

地位の承継の承認 をしない開発事業 の内容	開発事業番号	
	事業地	
	開発事業の 承認日	
承認をしない理由		
1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 この決定については、この決定（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、武蔵村山市を被告として（訴訟において武蔵村山市を代表する者は市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。		

（日本産業規格 A 列 4 番）